

令和7年9月

健康保険証の本人確認書類としての お取り扱い終了について

いつも、共立信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。
「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴い、令和6年12月2日（月）より個人番号カードが健康保険証として利用開始され、健康保険証は廃止されました。

経過措置期間【令和7年12月1日（月）】を持ちまして、「健康保険証」を本人確認書類としてのお取扱いは終了致します。

尚、経過措置期間中に健康保険証の有効期限が到来した場合や、転職・転居等で被保険者の異動が生じた場合は、本人確認書類として取扱いできません。

※その他

新たに発行される健康保険の「資格確認書」を顔写真のない本人確認書類としてお取り扱い致します。

《ご不明な点は窓口までお問い合わせください。》

あなたの街のパートナー

 共立信用組合